

(別紙)

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について (令和6年2月1日以降)

北海道釧路総合振興局長

北海道では、令和5年11月以降に入札公告及び指名通知等を行う案件から電子契約が可能となります。道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続きを行うため、釧路総合振興局釧路建設管理部が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書（又は見積書）と同時に「契約に関する申出書」を提出**していただくこととなりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、令和6年2月1日以降、契約に関する申出書の添付箇所が、「内訳書BOX」から「電子契約用資料」に変更となりますので、ご注意ください。詳細につきましては、建設部建設政策局建設管理課のHP（URLは下記と同じです。）の「電子契約の導入について」の「2 電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について」をご参照ください。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しております。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

入札参加案件ごとに必要となりますので、ダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いいたします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

	電子入札システム	紙入札（電子入札案件への紙参加の場合を含む）
提出時期	入札金額（又は見積額）の送信時	入札書（又は見積書）提出時（＝開札日）
提出方法	電子入札システムの「 電子契約用資料 」から「契約に関する申出書」を添付	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者へ提出

3 留意事項

- 「契約に関する申出書」の添付がない場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続きを行う必要があることから添付漏れ等がないよう、入札金額等の送信前に、今一度、ご確認をお願いします。
- 「契約に関する申出書」を「内訳書BOX」に添付し、入札に参加した場合でも、入札書（見積書）が無効になることはありません。**
- 特に、事後審査案件や随意契約案件へ参加する場合は、添付する書類が増えることとなりますので、ご留意願います。
- 工事の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合電子契約に承諾したものとみなす取扱いとなります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、各発注機関又は、建設部建設管理課工事管理係へお問い合わせください。

問い合わせ先

北海道建設部建設政策局建設管理課工事管理係

電話：011-206-7749（直通）

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部入札契約課入札係

電話：0154-23-9122（直通）